



高齢の方へ

高齢者サービスのしおり

高齢者の生活に役立つ情報をまとめた一冊です。

配布場所

- ・情報コーナー（区役所2階） ・高齢介護課(区役所3階) ・各出張所
- ・かがやきプラザ(九段南1-6-10)
- ・高齢者あんしんセンター麹町(一番町12いきいきプラザ一番町1階)
- ・高齢者あんしんセンター神田(神田淡路町2-8-1かんだ連雀1階)

※区のホームページ(右の二次元コードからアクセス可)でもご覧いただけます。



介護保険制度

高齢介護課高齢介護係 ☎5211-4224

介護保険に加入する方

65歳以上の方と40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方は、すべて介護保険に加入しなければなりません(住民登録のある外国人の方を含む)。

被保険者証

介護保険被保険者証は、65歳以上の方全員(第1号被保険者)と、40歳以上65歳未満(第2号被保険者)で要介護等の認定を受けた方に交付しています。

被保険者証は、介護保険の要介護認定の申請や住所・氏名等の変更などの届け出や介護サービスを利用するときに必要です。

介護保険料

社会保険制度として、区民の方に一定額の保険料を負担していただきます。

65歳以上の方

平成30年度～令和2年度の保険料は、被保険者本人の合計所得金額および同一世帯の方の住民税課税状況等によって、次ページのとおり15段階に分かれます。

老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます(特別徴収)。それ以外の方は、納付書または口座振替で納めてください(普通徴収)。

40歳以上65歳未満の方

保険料は加入している医療保険(健康保険料)と合わせて納めます。ただし、加入している医療保険によって保険料が異なりますので、詳細は加入している医療保険の保険者にお尋ねください。

国民健康保険に加入している場合は、31ページをご覧ください。



高齢の方へ

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料年額(平成30年度～令和2年度)

段階	住民税の課税状況	対象者	保険料年額	料率 (基準額に対する割合)
第1段階	生活保護を受けている方		19,000円	0.3
		老齢福祉年金を受給されている方 本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が非課税	本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	31,800円	0.5
第3段階		本人の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	44,500円	0.7
第4段階		本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	50,800円	0.8
第5段階	本人が非課税かつ世帯に課税者がいる	本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	63,600円	基準額
第6段階		本人の合計所得金額が120万円未満の方	73,100円	1.15
第7段階	本人が課税	本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	79,500円	1.25
第8段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	95,400円	1.5
第9段階		本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	111,300円	1.75
第10段階		本人の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	127,200円	2.0
第11段階		本人の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	146,200円	2.3
第12段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の方	165,300円	2.6
第13段階		本人の合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の方	184,400円	2.9
第14段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	203,500円	3.2
第15段階		本人の合計所得金額が2,000万円以上の方	222,600円	3.5

転出・転入の際の手続き

高齢介護課介護認定係 ☎5211-4225

転出・転入など住民票の異動の届け出には、介護保険の届け出も含まれますので、介護保険の資格喪失・取得について別途お届けいただく必要はありません。

ただし、資格喪失となった場合については介護保険被保険者証をご返却ください。

認定を受けている方が転出・転入される場合は、現在受けている要介護度がすみやかに継続できるよう、次のとおり「受給資格証明書」のお受け取りまたはご提出をお願いしま

す。

認定を受けている方の転出(資格喪失)

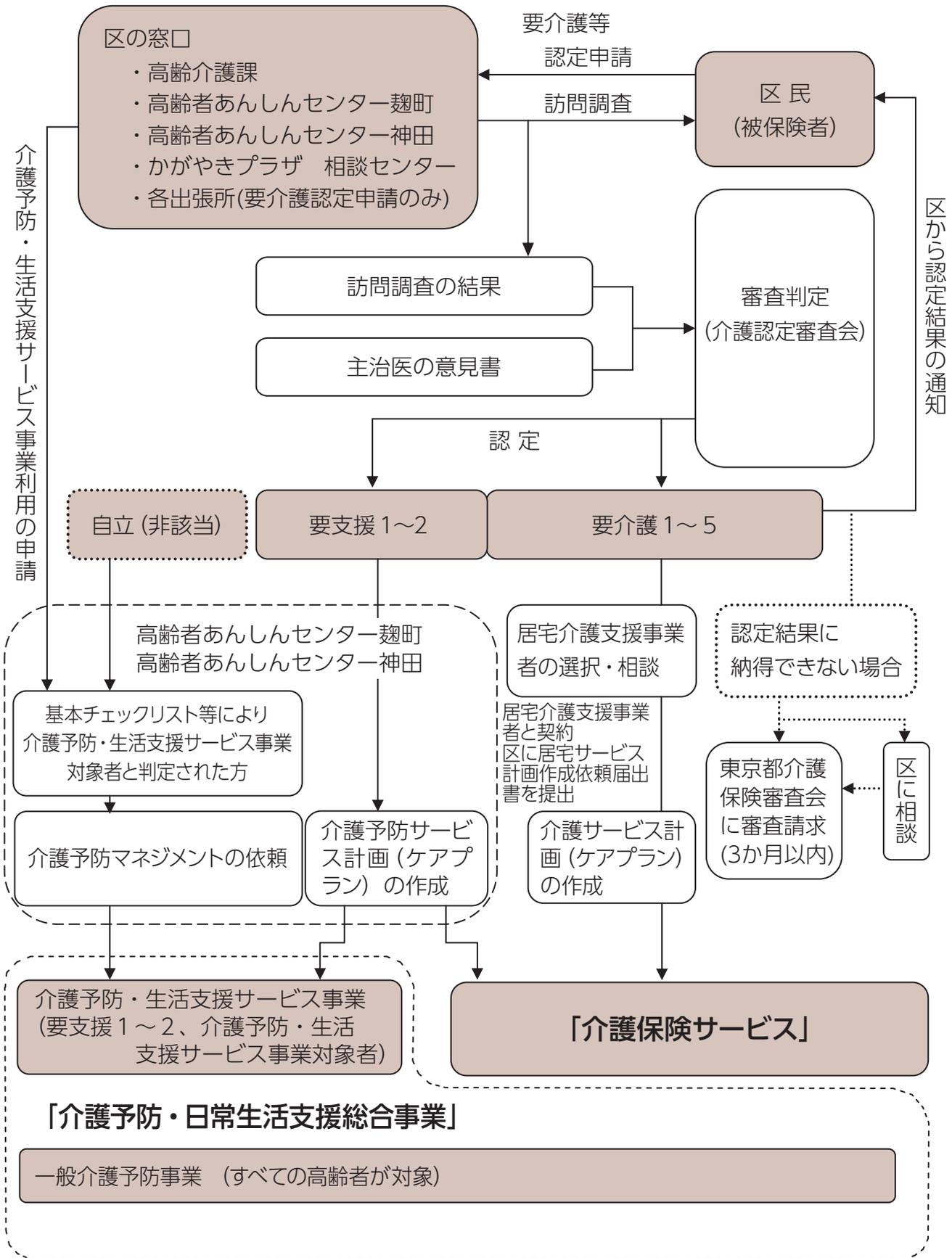
転出手続きをされた出張所、総合窓口課の窓口または高齢介護課で「受給資格証明書」を交付しますので、転入先の区市町村の介護保険担当課へ転入日から14日以内にご提出ください。

認定を受けている方の転入(資格取得)

前住所地で発行された「受給資格証明書」を添えて、転入日から14日以内に高齢介護課または転入手続きをされた出張所、総合窓口課の窓口で認定申請をしてください。

介護保険サービス、介護予防・日常生活支援総合事業を利用するには

高齢介護課介護認定係 ☎5211-4225 介護事業指定係 ☎5211-4336



高齢の方へ

サービス項目	内 容
①サービス計画の作成 (ケアマネジメント)	居宅介護支援 …在宅の要介護者の依頼により、介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅(在宅)サービス計画を作成し、居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設の情報提供等を行います。 介護予防支援 …在宅の要支援者の依頼により、高齢者あんしんセンターが介護予防サービス計画を作成し、事業者等との連絡調整を行います。
②訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の世話をを行います。
③(介護予防) 訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話または診療の補助を行います。
④(介護予防) 訪問入浴介護	看護師等が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
⑤(介護予防) 訪問リハビリテーション	理学療法士等が居宅を訪問し、医師の指導に基づいてリハビリテーションを行います。
⑥(介護予防) 居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
⑦通所介護 (デイサービス)	高齢者在宅サービスセンターなどで入浴、食事等の提供、日常生活上の世話、機能訓練等を日帰りでを行います。
⑧(介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・医療機関等で、リハビリテーションを日帰りでを行います。
⑨(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等の短期入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行います。
⑩(介護予防) 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などの短期入所者に、医学的管理のもと介護、機能訓練、日常生活上の世話をを行います。
⑪(介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の入居者に、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練および療養上の世話をを行います。
⑫(介護予防) 福祉用具貸与	在宅の要介護者等に対して、車いす、特殊寝台、歩行器等、厚生労働大臣が定める福祉用具の貸与を行います(要介護度によって利用できないものがあります)。
⑬(介護予防) 特定福祉用具購入費の支給	在宅の要介護者等が、シャワーチェアやポータブルトイレ等入浴や排せつ用の福祉用具等を購入したとき、負担割合に応じて、購入費の7割～9割を支給します(年間で上限10万円)。
⑭(介護予防) 住宅改修費の支給	在宅の要介護者等が、手すりの取り付け、段差の解消等厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったとき、負担割合に応じて改修費の7割～9割を支給します(事前の申請が必要/上限20万円)。
⑮介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	自宅での介護が難しい方が入所する施設で、その方に日常生活の介助を行います。



サービス項目		内 容
施設サービス	⑯介護老人保健施設	病状等が安定し、リハビリテーション等が必要な方が入所し、その方に医学的管理のもとで介護や機能訓練等を行います。
	⑰介護療養型医療施設	病状等が安定した方が入所する施設で、その方に医療や看護、介護を行います。
	⑱介護医療院	生活の場としての機能も備えた施設で、長期の療養を必要とする方に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。
地域密着型サービス	⑲定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が一体的に、または密接に連携しながら定期巡回とともに随時の対応を行い、24時間体制で重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活の支援を行います。
	⑳夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回や通報システムによる随時訪問等で、排せつの介護や日常生活上の世話、緊急時の対応等の援助を行います。
	㉑地域密着型通所介護	小規模なデイサービスで、食事や入浴などの世話や機能訓練などを日帰りで行います。
	㉒(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症の高齢者に食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。
	㉓(介護予防)小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて在宅への訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、食事・入浴・排せつなどの支援、機能訓練を行います(利用するためには登録が必要)。
	㉔(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、食事・入浴などの日常生活の支援や介護、機能訓練を行います。
㉕地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)	定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームなどで、食事・入浴・排せつなどの介護や、機能訓練及び療養上の世話を行います。	

*サービス項目に「介護予防」と記載があるものは、「要支援1、2」の方も対象になります。
ただし、㉔(介護予防)認知症対応型共同生活介護は要支援2と要介護の方が対象になります。

介護予防

介護予防・生活支援サービス事業

①②⑤⑥は高齢介護課介護事業指定係 ☎5211-4336 ③④⑦は在宅支援課介護予防係 ☎5211-4223

介護予防・生活支援サービス事業の一つとして、訪問・通所による介護予防事業を実施します。
基本チェックリスト該当の方や、要支援認定を受けた方、生活機能の向上が必要な方が対象です。

サービス項目		内 容
訪問型サービス	①予防訪問サービス(ホームヘルプ)	「予防訪問介護(介護保険)」相当のサービスです。 利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事や入浴など、日常生活上の支援を行います。
	②自立支援訪問サービス(区独自サービス)	利用者の自立した生活を支援するために、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、利用者と一緒に、掃除や洗濯などを行います。

訪問型サービス	③栄養管理訪問サービス	食事の管理が必要な方のご自宅に、管理栄養士がボランティアで訪問し、栄養相談や調理を実施します。
	④生活機能改善訪問アドバイス	閉じこもりがちな方のご自宅に理学療法士、看護師、栄養士などが訪問し、生活機能改善のための相談等やアドバイスを行います。
通所型サービス	⑤予防通所サービス(デイサービス)	「予防通所介護(介護保険)」相当サービスです。高齢者在宅サービスセンターなどで、介護予防を目的に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、運動機能向上のための支援を日帰りで行います。
	⑥生活機能向上デイサービス(区独自サービス)	送迎を必要としない方を対象に、介護予防を目的とした短時間(3時間)のプログラムを行い、状態維持・改善を目指します。
	⑦転倒予防マシントレーニング	マシンを使用した筋力向上トレーニングを行い、転倒予防、バランスのとれた食事、口腔機能向上について学びます。

どなたでも参加できる介護予防事業

在宅支援課介護予防係 ☎ 5211-4223

■介護予防普及啓発事業

介護予防のための講座や運動教室・口腔機能向上プログラムなどを行います(事前申込制)。

会場

- ・高齢者総合サポートセンターかがやきプラザ(九段南1-6-11)

- ・スポーツセンター(内神田2-1-8)
- ※広報千代田などでお知らせします。

■介護予防公園

区内2か所の公園に、高齢者が自由に利用できる介護予防のための健康遊具を設置しています。

会場

- ・西神田公園(西神田2-3-11)
- ・東郷元帥記念公園(三番町18)※工事中

■シルバートレーニングスタジオ

ひとりで歩いて参加できる方を対象に、身近な区民館や児童館などで、足腰を丈夫にし、いきいきとした生活を送るための簡単な体操を行います。ご自分の都合や体調に合わせて気軽に参加できます(予約不要・参加費無料)。

会場	所在地	曜日	時間
かんだ連雀	神田淡路町2-8-1	月	午前10時～11時30分
富士見区民館	富士見1-6-7		午後2時～3時30分
麹町区民館	麹町2-8	火	午前10時～11時30分
いきいきプラザ一番町	一番町12		第1部：午後1時30分～2時30分 第2部：午後2時45分～3時45分
岩本町ほほえみプラザ	岩本町2-15-3	水	午前10時～11時30分
神保町区民館	神田神保町2-40		午後1時30分～3時
ちよだパークサイドプラザ	神田和泉町1	第1・3水	午後1時30分～3時
神田児童館(3・7・8・12月は万世橋区民会館で実施)	外神田3-4-7	木	午前10時～11時30分
神田公園区民館	神田司町2-2		午後1時30分～3時
四番町集会室	四番町11	第1・3木	午前10時～11時30分

高齢者総合サポートセンター かがやきプラザ	九段南1-6-10	金	午前10時～11時30分
アーツ千代田3331	外神田6-11-14	第2・4金	午前10時30分～11時30分
和泉橋区民館	神田佐久間町1-11-7		午後1時30分～3時

※祝日、年末年始やその他、実施のない日もあります。問い合わせのうえ、ご参加ください。

認知症支援サービス

区は、認知症高齢者の支援を早期から行い、早い時期から安定した在宅支援が確保されるような支援体制をつくり、認知症になっても地域で安全に安心して暮らせるまちづくりを行っています。

認知症サポーター養成講座

在宅支援課医療と介護連携係
☎6265-6485

認知症の人とどう接したらよいのか、そもそも認知症とはどのようなものなのかを学ぶ講座です。90分の講座を受講し、あなたも認知症の人を地域で支える「認知症サポーター」になりましょう。

対象 区内在住・在勤・在学者

受講方法

■出前講座型

- 一緒に講座を受講する仲間を集めてください(5人程度から)。

- 会場と日時を決めてください(日時は第3希望日までお考えください)。
- 在宅支援課にお問い合わせのうえ、開催日の1か月前までに申込書を区のホームページからダウンロードして提出してください。

■公開講座型

- 広報千代田で募集します。
- かがやきプラザ研修センターと高齢者あんしんセンターが実施しています。

参加費用

受講人数分のテキスト代(1冊103円)と、送料(1,000円、200冊まで)がかかります。区民グループは無料です。



高齢の方へ

認知症カフェ

在宅支援課医療と介護連携係 ☎6265-6485

認知症カフェは、認知症のある、なしに関わらず「認知症」について、皆さんで情報共有や交流ができる場です。話しづらいと思われることでも、専門のスタッフに個別に相談できるので、ご家族の方も安心してお越しいただけます。

認知症の人、認知症の人の介護をしているご家族、その他関心のあるすべての方をお待ちしています。

名称	いきいきはあとカフェ	連雀はあとカフェ	きのこカフェ	メモリーカフェ
所在地	いきいきプラザ 一番町 (一番町12)	かんだ連雀 (神田淡路町2-8-1)	ジロール麹町 (麹町2-14-3)	三井記念病院(入院棟1階)レストラン 「クロワッサン」 (神田和泉町1)
曜日 時間	第2木・第4土 午後2時～3時30分	第1火・第3金 午後1時30分～3時	月～金 午後2時～4時 土・祝 午前11時～午後4時	第4金 午後3時～4時30分
運営	高齢者あんしんセンター麹町	高齢者あんしんセンター神田	ジロール麹町	三井記念病院

認知症初期集中支援チーム (ちよだはあとチーム)

在宅支援課医療と介護連携係 ☎6265-6485

認知症初期集中支援チーム(ちよだはあとチーム)は、高齢者あんしんセンターの認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護・福祉の専門職相談員と地域の医師がチーム員となって、認知症に関する専門相談支援を行っています。

認知症に関する不安やサービス利用(医療・生活・介護・予防等)に対して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにチームでさまざまな支援につなぎます。

また、認知症疾患医療センター等の専門相談機関を利用することもできます。

窓口 千代田区高齢者あんしんセンター麹町(一番町12) ☎3265-6141
千代田区高齢者あんしんセンター神田(神田淡路町2-8-1) ☎5297-2255

お祝い・生きがい・交流活動

敬老祝金・祝品

高齢介護課高齢介護係 ☎5211-4321

長寿を祝って、9月1日現在、区内に住む節目年齢の高齢者に贈呈します。

	対象年齢	贈呈額・贈呈品
百歳祝金	101歳以上	60,000円
	100歳	60,000円・祝品
長寿祝金	95歳	50,000円・祝品
ことぶき祝金	88歳・90歳	20,000円
	77歳・80歳	15,000円
	75・85歳	10,000円
	91~94歳 96~99歳	

はあとサロン

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

高齢者施設等を活用した、気軽に立ち寄れるサロンです。職員が常駐し、相談に応じます。開催日・開催場所はお問い合わせください。

シルバーパス

東京バス協会 ☎5308-6950

70歳以上の方に、都営交通・民営路線バスなどが利用できるパスを交付しています。前年の所得額により利用料が異なります。

敬老入浴券

高齢介護課高齢介護係 ☎5211-4321

65歳以上の希望者に、区内の公衆浴場と指定された区外浴場を無料で利用できる「敬老入浴券」を差し上げます。

高齢者の就業支援

千代田区シルバー人材センター ☎3265-1903

60歳以上の健康で働く意欲のある方なら、どなたでも入会できます。働くことを通じて「生きがい」や「地域への参加」を主な目的としています。

ふれあいクラブ

かがやきプラザ高齢者活動センター ☎3265-1161

各出張所管内ごとに、おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の方を対象に月2~3回の手づくりお昼を食べる会食会です。

ふれあいサロン

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

身近な場所で、おしゃべりや交流を図ることができる地域の憩いの場「ふれあいサロン」の活動を推進しています。主にボランティア



高齢の方へ

アグループが運営しています。開催日・開催場所はお問い合わせください。

敬老会

福祉総務課福祉総務係 ☎5211-4209

敬老会は、永年にわたり地域の発展に貢献

してこられた75歳以上の高齢者の皆さんをお招きして、式典や演芸などを行い、高齢者の健康と長寿をお祝いするために開催しています。

見守り・安全サービス

高齢者いきいき相談

高齢者あんしんセンター麹町 ☎3265-6141

高齢者あんしんセンター神田 ☎5297-2255

ひとり暮らし高齢者等に、相談員が定期的に電話をかけ、お話を伺い、安否の確認とともに各種相談をお受けします。

高齢者福祉住環境整備

高齢介護課介護事業指定係 ☎5211-4336

65歳以上の方で、日常生活動作に困難があり、住宅の改修が必要と認められた場合に、その改修費用の一部を給付します(事前申込制)。

緊急通報システム

在宅支援課相談係 ☎6265-6483

病弱なひとり暮らし等高齢者を対象に、体調の急変等緊急時に、ボタンを押すだけで、区が依頼した民間事業者(警備業認定)が利用者宅へ急行し、安否確認や救急車の手配を行います。

救急医療情報キットの無料配付

在宅支援課相談係 ☎6265-6483

65歳以上の方を対象として、自宅で急に具合が悪くなり救急車を呼んだとき、本人の医療情報を伝えるためのキット(容器)を無料配付します。

千代田区安心生活見守り台帳

在宅支援課相談係 ☎6265-6483

ひとり暮らしや、高齢者だけで暮らす世帯などで日常的に不安を感じる方や、災害が起きた時に自力で避難することが難しい方々を対象に、希望により台帳に登録ができる制度です。登録していただいた情報は、日常的な見守りや、災害時、体調異変時の救援体制づくりの支援を行うために活用します。希望する方には「高齢者見守りキーホルダー」を配付します。

また「避難行動要支援者名簿」として、消防や警察、民生・児童委員、町会、千代田区社会福祉協議会など、外部機関への情報提供を行います(外部提供は同意を得られた方のみ行います)。



高齢の方へ



福祉サービス利用支援

ちよだ成年後見センター ☎6265-6521

本人との契約により、高齢者や障害のある方の福祉サービス利用手続きや料金の支払い、日常的な金銭管理(1時間1,500円)、通帳などの大切な書類のお預かりを行います(月額1,000円)。利用料の減免制度があります。

高齢者食事支援サービス

在宅支援課介護予防係 ☎5211-4223

外出や調理がままならず、日々の食事の確保が困難なひとり暮らしの高齢者等を支援するため、栄養バランスの整ったお弁当を自宅へ配達します(昼食・夕食/1日2食まで)。

利用開始後は、定期的に訪問調査を行います。

紙おむつ支給

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

要介護1以上と認定され、常時、紙おむつを必要とする要介護高齢者等に紙おむつを支給します。

寝具乾燥サービス

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

65歳以上の要介護3以上の方や病弱なひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の方が、快適に就寝できるように、寝具を乾燥消毒します。

訪問理美容サービス

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

理美容店に行くことが困難な満65歳以上かつ要介護3以上の高齢者の自宅に理容師・美容師が訪問し、調髪・カットなどのサービスを行います。

在宅訪問リハビリ支援

高齢介護課介護事業指定係 ☎5211-4336

介護保険では十分なりハビリを受けられない要介護1以上の方を対象に、区と協定を結

んだ委託診療所等から理学療法士等を派遣し、在宅で本人の体の調子に合わせたリハビリを行います。

在宅支援ホームヘルプサービス

高齢介護課介護事業指定係 ☎5211-4336

要介護1以上と認定され、在宅で日常生活を営むのに支障があり、介護保険の支給限度額を超えている方等が、介護度に応じて「訪問介護サービス」を利用できます。

医療ステイ利用支援

在宅支援課医療と介護連携係 ☎6265-6485

医療処置を講じながら在宅療養している要支援・要介護高齢者が、介護保険のショートステイを利用できない場合に、原則として月7日を限度に、区の指定病院で一時入院を利用できます。

リフト付福祉タクシー

区内在住で、車いすを利用しているなど乗用車タイプのタクシーを利用することが困難な方がご利用いただけます。

▶利用料金

迎車料金は区が負担していますので、一般のタクシーメーター料金のみ負担となります。

※福祉タクシー券がご利用できます。

▶利用方法

タクシー会社(日立自動車交通株☎5682-6294)に直接予約してください。予約は1か月前から前日まで受け付けます(配車できる車両台数に限りがありますので、満車の場合にご利用できない場合があります)。

介護カウンセリング

かがやきプラザ研修センター ☎6265-6560

要介護高齢者を介護している方にカウンセリングを行い、介護ストレスなどの精神的負担の軽減を図ります。また、各種介護サービスを区民に提供している介護サービス従事者



高齢の方へ

の方も介護の仕事の悩み等を相談できます。

認知症高齢者在宅支援ショートステイ

ジロール神田佐久間町 ☎5822-2650

ジロール麹町 ☎3222-8750

ジロール神田佐久間町・ジロール麹町の通所介護を利用する認知症高齢者が一時的にショートステイを希望したときに、介護保険外の宿泊滞在を支援します。

成年後見制度利用支援

ちよだ成年後見センター ☎6265-6521

成年後見制度の利用相談や申立て支援、弁護士による専門法律相談(要予約)を無料で実施しています。

入院生活支援事業

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

ひとり暮らし高齢者等が病気治療のため入院した場合、洗濯や買い物などの支援をするヘルパーを派遣します。

後期高齢者入院時負担軽減

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

75歳以上で医療保険適用の病院等に入院した方に日用品等の費用を入院日数に応じて助成します(限度額があります)。

健康回復支援ショートステイ

岩本町ほほえみプラザ ☎5825-3407

介護保険の認定を受けていない、または「非該当」のひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の方等で、退院後などで生活や健康に不安がある方を対象に、施設での一時的な滞在を支援します。

家賃等の助成

住宅課住宅管理係 ☎5211-3607

107ページをご覧ください。

ふれあい収集

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

ごみや資源を集積所まで出すことが困難な65歳以上の高齢者世帯や障害者世帯などのお宅まで、職員が訪問して収集を行います。
※粗大ごみの運び出しも行っていますのでご相談ください(運び出しのみ無料/処分費は別途かかります)。

特殊眼鏡などの購入費の助成

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

老人性白内障による人工水晶体挿入手術を受けられない65歳以上の方が購入する、特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。

ふたばサービス

千代田区社会福祉協議会 ☎6265-6520

日常生活でお困りの方の負担を少しでも軽くするよう、地域の支援会員が有償で家事援助や通院の付き添いなどをお手伝いします(会員登録が必要)。そのほか、30分程度で解決できる「ちょっとした困りごと」の対応もします(会員登録不要)。

車いすの貸出

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

高齢・障害・ケガ等の理由で一時的に車いすが必要な方にお貸しします(当月無料、翌月より月額500円、2年目以降は月額1,000円)。なお、車いすステーションにて短期貸出(1週間以内)は、無料でご利用できます。



高齢の方へ

後期高齢者医療制度

保険年金課後期高齢者医療係 ☎5211-4206

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の高齢者を対象とした医療制度です。この制度は、東京都の全区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となります。

後期高齢者医療制度に加入する方

- ①75歳以上の方(生活保護受給者は除く)
→75歳の誕生日から自動的に加入
- ②65歳以上75歳未満で一定の障害のある方のうち、希望する方

届け出

▼後期高齢者医療制度の届け出一覧

	こんなとき	必要なもの	窓 □
加入する場合	都外から転入したとき	前住所地で発行する負担区分等証明書	後期高齢者医療係 出張所 総合窓口課
	65歳以上で一定の障害があるとき(任意)	国民年金証書 障害者手帳 または医師の診断書	後期高齢者医療係
やめる場合	都外へ転出するとき※	保険証	後期高齢者医療係 出張所 総合窓口課
	生活保護を受けようになったとき		後期高齢者医療係

※都外に転出する方は、転出先で負担区分等証明書の提出が必要です。千代田区で負担区分等証明書の交付申請をしてください。

*75歳に到達した場合、区内や都内で住所変更した場合など、上表に記載のない事項については届け出る必要はありません。

保険料

保険料の決め方

保険料の額は、被保険者1人当たり均等に賦課される「均等割額」と所得に応じて決められる「所得割額」を合算した額です。ただし、合算額が最高限度額を超えたときはその限度額になります。保険料額は、東京都後期高齢者医療広域連合が決めます。保険料率(保険料を決める基準)は2年ごとに改定されます。

【平成30・31年度保険料】

①均等割額 43,300円

②所得割額

賦課のもととなる所得金額×8.80%(所得割率)

①+②=年間保険料(最高限度額62万円)

保険料の軽減

前年の所得が基準以下の被保険者には、保険料を軽減する制度があります。

納付方法

保険料の納付は、主に年金からの引き落とし(特別徴収)によります。ただし、年金額が年額18万円未満の場合や、介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える場合などには、納付書による払込みや口座振替(普通徴収)で納めていただきます。普通徴収は、7月から翌年3月までの年9回払いとなります。

なお、年金からの引き落とし(特別徴収)で納付する方は、申出書の提出により口座振替に変更することができます。この場合、本人以外の口座から振り替えることもできます。ただし、申請後、口座からの振替に未納があった場合は年金からの引き落としとなります。

※口座振替を選択した場合、税法上の社会保険料控除は口座名義人に適用されます。

▼後期高齢者医療制度で受けられる給付の種類

給付の種類	給付のあらまし
療養の給付	病気やケガにより治療を受けたとき、その費用(一部負担金を除く)を後期高齢者医療制度で負担します。
入院時 食事療養費	病気やケガにより医療機関に入院したとき、食事にかかる費用のうち、標準負担額を除いた額を後期高齢者医療制度で負担します。
入院時 生活療養費	病気やケガにより療養病床に入院したとき、食事と居住費にかかる費用のうち、標準負担額を除いた額を後期高齢者医療制度で負担します。
療養費	緊急時や旅行先などで保険証を提示しないで治療を受けたときや、補装具を購入したときなどに医療費を支給します(一部負担金を除く)。
訪問 看護療養費	医師の指示により、訪問看護ステーションなどを利用した場合、費用の一部を負担します(介護保険が適用される場合を除く)。
保険外 併用療養費	高度先進医療を受けたときなどで一般診療と共通する部分については保険適用となります。
移送費	移動が困難な重病人が緊急にやむを得ず医師の指示により転院するなど、移送に費用がかかったとき広域連合が必要と認めた場合に支給します(一部負担金を除く)。
高額療養費	1か月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。同じ世帯に後期高齢者医療の被保険者が2人以上いるときは合算します。また、病院・薬局等の区別なく合算します。
高額介護 合算療養費	同じ世帯の中で後期高齢者医療と介護保険の両方の給付を受け、自己負担額が高額になったときは、両制度を通じた自己負担限度額が適用され、限度額を超えた部分が払い戻されます。
特定 疾病療養費	厚生労働大臣が定める特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析を行う慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の治療の際、1つの医療機関につき、月1万円の自己負担額で受診できる特定疾病療養受給者証を交付します。
葬祭費	被保険者が死亡した場合、葬儀を行った方(喪主)に7万円を支給します。



▼広域連合と区の役割分担

広域連合 の役割	後期高齢者医療制度の運営主体です。被保険者の認定や保険料率の決定、保険料の賦課、医療給付の審査支払い、健診事業などを行います。
区の役割	保険料の徴収、申請の受付、保険証の引き渡しなどを行います。

広域連合では、後期高齢者医療制度の概要について「東京いきいきネット」([URL](http://www.tokyo-ikiiki.net) http://www.tokyo-ikiiki.net)で情報提供をしています。

後期高齢者医療制度の保健事業

後期高齢者医療制度の被保険者が、割安で利用できる保養施設があります。また、はり・きゅう・マッサージ、人間ドックの利用補助を行っています。はり・きゅう・マッサージと人間ドック補助については45ページをご覧ください。